

# 仕 様 書

事業名 平成27年度 知の集積による産学連携推進事業のうち、攻めの農林水産業を支える知の集積調査推進事業

## 第1 事業の目的

農林水産・食品分野においては、公的研究機関を中心に様々な研究開発が進められているが、民間企業による研究投資が他産業に比べ低調であり、革新的な技術の創出やその事業化が遅れ、産業技術力の強化につながっていない状況となっていることから、消費者等のニーズに従い、民間企業等の事業化を促進するための研究開発や、遺伝子工学、医療、IT、ロボット工学等異分野の革新的な技術を農林水産・食品分野へ活用する研究開発などを促す必要がある。

これらの研究開発を推進するため、農林水産業の生産現場や民間のニーズ、研究機関の持つ技術シーズを収集・把握し、同分野の高度な知見を有するコーディネーターを全国に配置するとともに、企業、大学等の「知の集積」<sup>(注1)</sup>による産学連携の強化に向けた仕組みを検討することにより、産学官の関係機関が密接に連携した産学連携研究を促進し、早期に事業化・商品化を実現させ、農林水産・食品分野を成長産業化するため、知の集積による産学連携推進事業（以下「本事業」という。）を実施する。

注1；「知の集積」

大学、研究機関、民間企業の研究部門等が集積することにより、多様な知識を集めて、革新的で幅広い研究を進めていく仕組み。

## 第2 業務の履行期間

業務の履行期間は、契約締結の日から平成28年3月31日（木）までとする。

## 第3 事業内容

### (1) 「知の集積」に係る調査・分析業務

#### ア. 国外の事例調査及び分析業務

本事例調査の結果に基づき、我が国の農林水産・食品分野を成長産業化させるために「知の集積」に取り込むべき仕組みと取り込む際の課題について分析し報告するものとする。単なる海外事例の報告ではなく、海外事例で優れた仕組みを我が国に置き換える場合何が課題となるのかについて分析し報告するものとし、対象国は5カ国とする。

なお、基本調査対象国の各調査対象機関及び組織は以下のとおりとする。

- a 《オランダ王国》フードバレー財団、ワーヘニンゲンUR及び中核連携機関
- b 《ベルギー王国》フランダースバイオ及びフランダースバイオテクノロ

## ジー研究機関

c 《シンガポール共和国》 バイオポリス

d 《デンマーク》 フードクラスター in オーフス

e 《フランス》 V i t a g o r a

\* c、d、e の調査対象国については調査開始時の状況に応じて近隣国等への変更の可能性があります、最終決定は委託者と協議の上決定する。

各国の共通調査項目は以下のとおりとするが、調査開始前に委託者と協議の上、最終調査項目について決定するものとする。

### (ア) 参画企業に関する調査

(1) ア. に記載の各対象国の調査対象機関又は組織へ参画する企業側のメリット、参画までの経緯、その理由について調査する。また、具体的に各国研究機関等に参加するための資格、費用、知的財産の扱い及び研究減税等参加企業として享受できるメリットについて調査するものとする。

調査先企業数については、調査対象国ごとに分野が偏らないように5社を下限として委託者と協議の上、決定すること。

### (イ) 国、地方政府、地方自治体に関する調査

公的資金拠出の方法、査定の方法、税制優遇、財団の運用方法、年間スケジュール、国・地方自治体の関わりについて、調査を実施する。

### (ウ) 各国調査対象機関及び組織における調査

今後10年先を見据えた中長期の研究テーマや研究成果の取り扱い、会員企業と非会員企業との扱いの違い、定期的な情報発信方法、各国研究支援機関及び組織における産学連携の取り組みについて詳細に調査する。(コーディネーター、ファシリテーターを含む。)

また、実際に各国調査対象機関及び組織においてマッチングをすることにより成功させた事例を各国3例程度を調査する。

## イ. 国内の事例調査及び分析業務

以下の調査項目は例示であり、調査開始前に委託者と協議の上、最終調査項目について決定するものとする。

### (ア) クラスタ政策に関する事例調査

経済産業省の産業クラスター政策<sup>(注2)</sup>や、文部科学省の知的クラスター創生事業<sup>(注3)</sup>に関して、農林水産・食品分野における事例を抽出し、整理する。整理の結果、産業クラスター政策、知的クラスター創生事業について、それぞれ2カ所ずつ実際に現地でクラスター形成における課題などの聞き取り調査を実施するものとする。

なお、クラスターに関する発行済みの論文・報告書に記載している事項とそれ以外の事項を明確に区別できるよう引用文献等の注釈を確実に記載すること。（発行済み論文・報告書をつなぎ合わせるだけ等の報告書は不可とする。）

注2；産業クラスター政策

経済産業省が平成13年より地域の中堅中小企業・ベンチャー企業が大学、研究機関等のシーズを活用して、産業クラスター（新事業が次々と生み出されるような事業環境を整備することにより、競争優位を持つ産業が核となって広域的な産業集積が進む状態）を形成し、国の競争力向上を図るもの。

注3；知的クラスター創生事業

文部科学省が平成14年より地域のイニシアティブの下で、地域において独自の研究開発テーマとポテンシャルを有する大学をはじめとした公的研究機関等を核とし、地域内外から企業等も参画して構成される技術革新システムのこと。具体的には、人的ネットワークや共同研究体制が形成されることにより、核をなす公的研究機関等の有する独創的な技術シーズと企業の実用化ニーズが相互に刺激しつつ連鎖的に技術革新とそれに伴う新産業創出が起こるシステム。

#### (イ) 6次産業化事業に関する事例調査

食品産業クラスター<sup>(注4)</sup>や、これに類する取り組みを行っている地域について2カ所、農林水産・食品分野における事例を抽出し、整理する。

なお、整理の際には、クラスターに関する発行済み論文・報告書に記載されている事項とそれ以外の事項を明確に区別して整理すること。（発行済み論文・報告書をつなぎ合わせるだけ等の報告は不可とする。）

注4；食品産業クラスター

地域の食材、人材、技術等の資源を有効に結びつけ、新たな製品、新たな販路、新たな地域ブランド等を創出することを目的とした集団。この食品産業クラスターの形成を推進することにより、地域の食品産業と農林水産業との連携の促進、ひいては我が国の食料自給率の向上と食料の安定供給を図ることが期待される。

#### ウ．技術開発動向調査及び市場動向調査

農林水産・食品産業へ転用できる優れた技術の開発動向及び市場予測に基づく技術普及見込みについて調査するとともに、あわせて「知の集積」についての要望や参画する場合の意向調査を実施する。

技術の開発動向については、農林水産・食品産業へ転用でき、5～10年後に商品化・事業化できる優れた技術であり、特許取得されているもののみならず、各研究機関ごとに存在する潜在的な研究シーズについても面談による聞き取り調査を実施すること。

また、市場動向調査に関しては、各調査対象機関が市場予測に基づき5～10

年後に目指している商品化・事業化の戦略とあわせて「知の集積」の場所に関する希望、「知の集積」へ参加する場合の要望内容についても調査し、整理すること。

なお、a.～c.における調査対象機関と1調査対象機関における聞き取り調査数、聞き取り内容については検討委員会の結果等を踏まえ委託者と協議の上最終決定する

#### a. 農林水産省所管の独立行政法人等

農林水産省所管の独立行政法人である農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター等の委託者が指定する機関に対して、10カ所を下限として、5～10年後に商品化・事業化できる研究シーズに関して聞き取り調査を実施する。併せてつくば地区の共同利用施設等についても調査・整理すること。

なお、聞き取りの相手方は、各機関において中長期で研究戦略を立案している部署の責任者とし、面談形式で聞き取るものとする。

#### b. 大学・高専・他省庁所管研究独法・公設試等

国立大学法人、国立高等専門学校機構所管工業高等専門学校、公立大学法人、私立大学、農林水産省所管外の研究独立行政法人、地方自治体所管の公設試験場等の10機関を下限として、5～10年後に商品化・事業化できる研究シーズに関して聞き取り調査を実施する。

なお、対象機関は委託者と協議のうえ決めるものとし、各機関において中長期で研究戦略を立案している部署の責任者に対して、聞き取るものとする。

また、各調査対象機関が有する共同利用施設等の有無についても調査・整理すること。

#### c. 民間企業

民間企業の調査にあたっては、検討委員会の結果等を踏まえて、委託者が指定する民間企業について、事前にアンケート調査を実施する。このアンケート調査については、回収目標を400社として行うとともに、加えて委託者が指定する100社程度に対しても別途アンケート調査を実施するものとする。これらの結果を踏まえ調査対象企業において70回程度聞き取り調査を行うものとする。

なお、アンケート調査の内容及び聞き取り調査の対象企業は委託者と協議のうえ決める。聞き取りの相手方は、各社において中長期で研究戦略を立案している部署の責任者とし、面談形式で聞き取るものとする。

#### エ. コーディネート人材の確保調査及び意向調査

研究開発の段階から産学が密接に連携し、早期に成果を実現できるよう支援するコーディネーターを確保するため、コーディネーターに適した人材を20人を

下限としてリスト化するとともに、「知の集積」に協力する意思があるかの意向調査や、協力する場合の条件を調査する。その意向調査の方法については委託者との協議の上、実施するものとする。

オ. ニーズ把握調査及び分析業務

農業の現場や技術普及の現場において抱えるさまざまな問題点、課題を把握し、農林水産・食品産業分野や異分野業種の革新的な研究シーズ、休眠状態の研究シーズを商品化・事業化に結びつけるために必要な課題を抽出し分析の上、「知の集積」への研究プラットフォームで活用可能な検討リストを作成するものとする。

調査にあたっては、普及組織を中心にアンケート調査を50機関程度行い、その結果を踏まえ、調査対象普及組織や農業者を10機関を下限とし、聞き取り調査を行うものとする。

なお、アンケート調査の内容及び聞き取り調査の対象普及組織や農業者は委託者と協議のうえ決めることとする。

カ. 「知の集積」で活用可能な他省庁の関連施策の調査及び分析業務

「知の集積」において活用可能である、他省庁における起業化、事業化等の施策や公的資金等（以下「施策・公的資金等」という。）を調査・分析し、報告するものとする。

なお、7月までに既存の施策・公的資金等の調査をした上で、平成27年度予算政府原案決定後の変更や新たな施策・公的資金等についても、追加調査すること。

キ. その他

「知の集積」の基本構想案作成のため（ア）～（カ）に附帯する業務を実施する。

(2) 「知の集積」に向けた基本構想案のとりまとめ業務

(1)の「知の集積に係る調査・分析業務」の調査結果を踏まえ、論点を整理した上で、ア～イの検討業務を実施するものとする。

ア. 検討委員会の設置・運営、検討委員会による分析

有識者で構成される検討委員会を設置し、基本構想案のとりまとめのための分析、検討を行う。

検討委員会は、月1～2回程度の頻度で年間12回前後の開催とすることとし、検討委員として選定する有識者、配布資料、調査結果を踏まえた検討事項、当日の議事の進め方等については、委託者と協議のうえ、進めること。

なお、会議の議事については速記者を用意する等、確実かつ速やかに議事録を作成し、会議終了後関係者へ速やかに周知できるものとし、会場については基本

的に農林水産省本省会議室等を利用するものとする。

なお、参考に検討事項を示せば、以下のとおり。

〈論点〉

- a. 「知の集積」が目指す姿、ビジョン
- b. 「知の集積」における研究プラットフォームのあり方
- c. 「知の集積」の取り扱う研究テーマ
- d. 「知の集積」の具体的推進方法（連携調整方法、産学連携共同研究の推進方法、コーディネーターの関与、参加企業への支援措置、知的財産の扱い等）

イ. 「知の集積」基本構想案の取りまとめ

（１）「知の集積」に係る調査・分析業務における結果及び（２）ア. の検討委員会の設置・運営、検討委員会による分析における検討結果を踏まえた上で、平成２７年７月中旬までに中間とりまとめを行い、平成２８年２月末日までに、「知の集積」基本構想案のとりまとめを行う。

（３）普及啓発活動の実施

ア. 広報資料の作成

攻めの農林水産業を支える知の集積調査推進事業の中間とりまとめを周知する広報資料（パンフレット）を作成する。

イ. シンポジウムの開催

「知の集積」に関する広報・周知のため、著名人による講演等を含めたシンポジウムを開催する。開催時期は、「知の集積」に係る基本構想の中間とりまとめ後とし、平成２７年９月頃を予定している。シンポジウム広報用のチラシ等を必要部数作成するとともに、広く広報ができるように努めるものとする。

また、開催地は、関東地域、関西地域の２カ所とし、シンポジウム会場の要件としては収容人員能力最低３００人程度の会場を想定するが、開催内容等については、委託者と協議の上進めることとする。さらにシンポジウム終了時に参加者に対し、「知の集積」に係る基本構想の中間とりまとめに対するご意見や、想定できる研究テーマ、参加の意向等を把握するための記名式アンケートを実施する。その内容については、委託者と協議の上進めることとする。

なお、効率的開催となるよう、会場については、公的及び公共機関の会場を利用することも可とする。

ウ. 技術交流展示会への出展

「知の集積」を広く周知するための活動として、新たな技術を紹介し交流を生み出すための技術交流展示会１カ所に出展すること。また、出展に際して、セミナー（講演も含む）の対応、展示用パネルの作成、広報資料の作成、配布、アンケートなども行うこと。

なお、出展先については、委託者と協議の上、最終決定すること。

#### (4) 試行・実証

##### ア. 官民協議会、セミナー・ワークショップ・勉強会の開催

知の集積構築に向けた官民協議会を設置し、官民協議会によるネットワークを構築するとともに、研究を推進する実働部分としてセミナー・ワークショップ・勉強会等を同時開催する。

なお、開催時期は、27年7月から28年2月までの間とし、開催回数は3回を下限として開催するが、効率的開催となるよう、会場については、公的及び公共機関の会場を利用することも可とする。また、官民協議会のメンバーやセミナー・ワークショップ・勉強会で取り上げるテーマ等については、委託者と協議して決めるものとする。

また、官民協議会、セミナー・ワークショップ・勉強会開催後は、参加者へアンケートを実施することにより、本格実施の際に参考となる課題を整理することとする。

なお、「知の集積」の場の本格実施に際しては、全国で業務を展開することを想定していることから、より多くの民間企業や研究機関がセミナー・ワークショップ・勉強会に参加できるよう工夫すること。

#### 第4 事業成果

##### (1) 成果品

ア. 成果報告書は概略版と委託者保存版の2種類とし、具体的な項目は(2)の通りとする。

なお、それぞれの部数については以下の通りとする。

- ・概略版（一般配布用）6000部／16頁程度
- ・委託者保存版 5部／500頁程度

イ. 第3の(1)のエで作成したコーディネーターリスト 1部

ウ. 以下を収録した電磁的記録媒体（CD 又は DVD） 1部

- ・成果報告書の電子ファイル
- ・成果報告書の添付資料等の電子ファイル
- ・第3の(1)のエで作成したコーディネーターリストをPDF化した電子ファイル

##### (2) 成果報告書の項目等

調査業務	項目	内容
「知の集積」に係る調査分析業務	第3の(1)のア	国外の事例調査及び分析業務
	第3の(1)のイ	国内の事例調査及び分析業務
	第3の(1)のウ	技術開発動向調査及び意向調査
	第3の(1)のエ	コーディネート人材の確保調査及び意向調査
	第3の(1)のオ	ニーズ把握調査及び分析業務

	第3の(1)のカ	他省庁関連施策調査及び分析業務
「知の集積」に向けた基本構想案のとりまとめ業務	第3の(2)のア・イ	検討委員会の設置運営 検討委員会の議事録 「知の集積」基本構想案のとりまとめ
	第3の(3)	普及啓発活動の実施内容
	第3の(4)	試行・実証調査の実施内容

(3) 事業成果の帰属等

- ア. 本事業における事業成果に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権は、農林水産省農林水産技術会議事務局が保有するものとする。
- イ. 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物等」という。）は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ウ. 成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(4) 納入場所

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室（以下「技術会議事務局担当者」という。）  
（農林水産省6階、ドア番号675）

(5) 納入期限

平成28年3月31日（木）

第5 その他

1. 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、技術会議事務局担当者の求めに応じて報告を行い、適切な委託費の執行に努める。
2. 事業の目的を達成するために、技術会議事務局担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従う。
3. 受託者は、本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間はもとより、契約期間後も第三者に漏洩してはならない。また、業務上知り得た個人情報については、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。
4. 事業の目的を達成するために、業務の内容を変更する必要があるときなどは、技術会議事務局担当者と協議のうえ対応すること。
5. 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出につい

ての証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

6. 本事業の実施に当たっては、受託者自ら一元的に管理・運営するとともに、必要に応じて再委託も可能とする。ただし、再委託の際に、委託事業の全部を一括して第三者に再委託することは禁止し、再委託比率は50%を上限とする。また再々委託は禁止する。